

# 入札参加資格確認資料作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、入札参加資格確認資料の提出様式をエクセルファイルに変更しています。

エクセルファイルには「入札参加資格確認票」と「総合評価加算点等算出資料申請書」の**2つのシート**がありますのでご注意ください。

このエクセルファイルでは、入札に参加しようとする者が記述しなければならない箇所を薄い黄色で、該当箇所をチェック☑しなければならない箇所を薄い青色で着色しています。

「元号」については、「平成」又は「令和」を正しく選択してください。選択した元号により評価対象期間外となる場合は、加算点の算出を行わないこととして取り扱います。

入札参加資格確認資料の審査は、**A4用紙に印刷**して行います。

特に総合評価加算点等算出資料申請書は、印刷すると複数のページに分かれますが、「商号又は名称」の記載が無いページは、参加資格が確認できない場合は無効、評価基準が確認できない場合は加算点の算出を行わないこととして取り扱います。

提出様式にはエクセルの印刷機能を用いて、全てのページに「商号又は名称」及び「工事名」が印刷されるように設定しています。

このため、**印刷設定、書式等の変更は絶対に行わない**でください。

入札参加資格確認資料を作成後は、**印刷した状態で**必要事項が記載されているか、記述した内容が読み取れるか等を**必ず確認**してください（エクセルでは、パソコン画面の表示どおりに印刷されないことがあります。）。

入札参加資格確認資料は、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

なお、**工事費内訳書は、必ずMicrosoft Excelブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、Excel 97-2003ブック形式（拡張子「.xls」）で提出**してください（**PDF形式は無効**とします。）。

## 徳島県電子入札システムで提出する資料の扱い

資料名等	提出するファイル形式
工事費内訳書	Microsoft Excel ブック形式（拡張子「.xlsx」）又は、Excel 97-2003 ブック形式（拡張子「.xls」）に限る。
入札参加資格確認資料 ・ 入札参加資格確認票 ・ 総合評価加算点等算出資料申請書 その他の資料	PDF（又は徳島県電子入札システム運用基準に規定されたファイル形式）

(様式1)

## 入札参加資格確認票

令和 年 月 日

徳島県東部県土整備局長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名   | R 6 徳土 徳島小松島港（沖洲地区） 徳・南沖洲 5 物揚場修繕工<br>事（担い手確保型） |
| 2 | 路 線 名 等 | 徳島小松島港（沖洲地区）                                    |
| 3 | 工 事 箇 所 | 徳島市南沖洲 5 丁目                                     |

現時点において、上記工事の入札公告及び入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（**施工能力審査型**））の共通事項の「**入札に参加する者に必要な資格**」に定められた事項のうち、次の全ての事項に該当し、入札参加資格を有していることを届け出ます。

なお、落札決定までの間において、届出内容に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出ることを誓約します。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札公告日から開札日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- ③ 入札公告日から開札日までの間に、徳島県暴力団排除措置要綱（平成23年3月28日管第100597号）に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。
- ④ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料の提出日前1年7月以内の審査基準日のうち直近のものに係るものに限る。）の写しを提出できる者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- ⑦ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
- ⑧ この工事の入札に参加する者に必要な資格を有した技術者を専任（請負代金額（消費税込み）が4,000万円（建築一式工事については、8,000万円）未満の場合を除く。）で配置できる者であること。









